

みえのさと体験推進事業業務委託仕様書

1 業務名

みえのさと体験推進事業業務委託

2 目的

農山漁村地域を住みよく持続可能なものとしていくためには、雇用と所得確保の機会創出が必要です。そのため、県では農山漁村地域ならではの「食」、「泊」、「体験」を楽しむ「農山漁村滞在型旅行（農泊）」を推進してきました。

今後さらに農泊を推進するためには、県中南勢地域に開業した大型商業施設や宿泊特化型ホテルの高い集客力を生かすなど、市町を越えた連携による農山漁村地域への誘客と周遊化を促すとともに、農泊コンテンツの質の向上・量の拡大を図る必要があります。

また、県観光局において、収集・蓄積した来訪客のデータに基づくマーケティングが可能となる「三重県観光マーケティングプラットフォーム」の運用に向けた準備が進められるなど観光DXが加速する中、農泊事業者においてもOTA（オンライン上だけで取引を行う旅行会社）の活用やオンライン予約環境整備も含めたDXの重要性を理解し、対応していくことが必要です。

そこで、大型商業施設等と農泊事業者とが共に農山漁村地域への誘客、周遊化に向けて取り組むべき課題等を共有するとともに、農泊事業者に対して観光DXを見据えた農泊コンテンツの販売、流通に向けた支援等を行うことで、農山漁村地域全体で集客力を高め交流人口・関係人口の拡大を目指します。

※当該事業における「農泊事業者」とは、県内の農泊推進協議会（農林水産省が指定した16地域）、農林漁業体験民宿・自然体験事業者・農家レストラン等（約380事業者）の中で、農山漁村地域への誘客、周遊化に向けた連携に積極的に取り組む意志のある事業者をいう。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月22日（水）まで

4 業務内容

- （1）市町を越えた連携による農山漁村地域への誘客、周遊化に向けたセミナー等の開催
 - 農泊事業者を対象とした観光DXの現状把握、OTA活用やオンライン予約環境整備も含めたDXを活用した事業展開の重要性などを学ぶセミナー等を開催する。
 - 農山漁村地域への誘客、周遊化のために必要な市町を越えた連携や、農泊コンテンツの質の向上・量の拡大、DX対応などに向けて、大型商業施設等と農泊事業者が共に課題やビジョンを共有するためのワークショップ等を行う。
 - その上で、農泊事業者が取り組むべき事項について、時間軸（即実行、半年以内に実行、1年以内に実行等）に整理する。
 - 上記に係る一切の業務（企画、参加者募集、運営等）を担当すること。

(2) 観光 DX を見据えた農泊コンテンツの販売、流通に向けた実証支援

○(1)に参加した農泊事業者を対象として、農泊コンテンツの強み等の言語化、魅力的な写真の撮影などを行い、実際に OTA 等への登録を通して今後の DX 化を見据えた販売、流通に向けた実証支援を行う。(最大 30 件程度)

○OTA 等の活用にあたりノウハウ不足など課題がある農泊事業者に対しては、サポートを行う。一定期間、OTA 等の管理・運用を代行し、ノウハウを提供することなどを想定しているが、提案によることとする。

○上記業務に係る一切の事務(企画、参加者募集、運営等)を行うこととする。

(3) 事業全体のコーディネート

○農泊事業者が提供する農泊コンテンツについて、「質の高い農泊の提供」という観点から客観的に評価、ブラッシュアップし、大型商業施設等と農泊との特徴を擦り合わせ、地域全体で来訪者に対する訴求力が高まるよう取り計らうこと。

5 業務完了後の提出書類

業務完了後は、本業務の実施内容、成果、その他必要と考えられる事項を記載した業務実施報告書を作成のうえ、遅滞なく発注者に提出すること。

6 業務実施の条件

(1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。

(2) 契約締結後 1 週間以内に全体の業務計画書を提出すること。また、委託期間内においては必要に応じてその都度三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

(3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作権人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

(4) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。

(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じること。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響等の社会情勢により、予定していた業務の履行が困難である場合は、発注者と協議のうえ、変更契約を行うものとする。